



島根県報

平成17年 9 月 2 日 (金)
第 1,706 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示		
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	1
県営土地改良事業計画の決定	(農 村 整 備 課)	1
保安林の指定	(森 林 整 備 課)	2
保安林予定森林	(")	2
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(水 産 課)	3
公 告		
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	3
特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧	(")	3
平成17年度後期技能検定の実施	(労 働 政 策 課)	4
特定調達公告		
平成17年度建設機械(雪寒)購入に係る一般競争入札の落札者等	(道 路 維 持 課)	8
空港用6,000立級大型化学消防車調達に係る一般競争入札の実施	(港 湾 空 港 課)	9
人委規則		
島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		11
正 誤		
平成17年 8 月 5 日付け島根県報第1,698号中	(農 村 整 備 課)	12

告 示

島根県告示第942号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱(平成15年島根県告示第789号)の一部を次のように改正する。

平成17年 9 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.5パーセント」を「年1.6パーセント」に改める。

附 則

この告示は、平成17年 9 月 2 日から施行する。

島根県告示第943号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成17年 9 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
和田地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
大田市役所

島根県告示第944号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年9月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所
松江市鹿島町佐陀本郷字空地809 - 1、811から815まで、817、字坂根2566、2568、2569、字空ノ地2571、2572、2574から2580まで、2582、2586、2588、2591、2592
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第945号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年9月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市伯太町安田関628内1、628内2、628内3、628 - 6、629から635まで、637から642まで、645、646、650 - 1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第946号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成13年島根県告示第648号による保険に付すべき義務は、平成17年8月30日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成17年9月2日

島根県知事 澄 田 信 義

和江加入区

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年9月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年8月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 久栄会

3 代表者の氏名

佐々木利勝

4 主たる事務所の所在地

益田市久城町420番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民のために、多様な福祉及び生活支援、子どもに安全な街づくり、防災意識の高揚、環境美化及び保全、海洋の調査分析、文化歴史に係わる研究及びイベント事業を行い、社会への寄与及び地域の活性化を目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター(県庁南庁舎1階)

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年9月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成17年8月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 おおだ子どもセンター
- 3 代表者の氏名
早瀬真知子
- 4 主たる事務所の所在地
大田市大田町大田イ729番地5
- 5 定款に記載された目的
この法人は大田および大田周辺地域の子どもに対して、子どもとともに権利主体としての子どもを支援する事業を行ない、子どもの豊かな成長に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
変更後の定款
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から2月間
- 8 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎1階）
特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

平成17年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成17年9月2日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 実施職種（作業名）及び実施等級
 - (1) 特級技能検定を実施する職種
鋳造
金属熱処理
機械加工
放電加工
金属プレス加工
工場板金
仕上げ
機械検査
ダイカスト
機械保全
電子機器組立て
電気機器組立て
空気圧装置組立て
油圧装置調整
建設機械整備
婦人子供服製造
紳士服製造

(2) 1 級技能検定及び 2 級技能検定を実施する職種(作業名)

さく井(ロータリー式さく井工事作業)

金属溶解(鋳鋼誘導炉溶解作業)

工場板金(機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業)

ローブ加工(ローブ加工作業)

機械検査(機械検査作業)

機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業)

電気機器組立て(シーケンス制御作業)

時計修理(時計修理作業)

空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)

油圧装置調整(油圧装置調整作業)

縫製機械整備(縫製機械整備作業)

農業機械整備(農業機械整備作業)

冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)

婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業)

和裁(和服製作作業)

強化プラスチック成形(積層防食作業)

石材施工(石材加工作業)

菓子製造(洋菓子製作作業、和菓子製作作業)

建築大工(大工工事作業)

かわらぶき(かわらぶき作業)

配管(建築配管作業)

型枠施工(型枠工事作業)

鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)

コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)

防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)

ガラス施工(ガラス工事作業)

テクニカルイラストレーション(立体図作成作業)

建築図面製作(建築製図CAD作業)

機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)

電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

金属材料試験(機械試験作業、組織試験作業)

塗装(鋼橋塗装作業)

(3) 3 級技能検定を実施する職種(作業名)

機械検査(機械検査作業)

電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業、シーケンス制御作業)

時計修理(時計修理作業)

冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)

和裁(和服製作作業)

建築大工(大工工事作業)

配管(建築配管作業)

テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション作業)

機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

(4) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

電子回路接続（電子回路接続作業）

枠組壁建築（枠組壁工事作業）

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

2 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条に規定する者とし、1級技能検定については規則第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則第65条第1項の規定により、1級技能検定については同条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成17年11月25日（金）から平成18年2月19日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 特級

平成18年2月5日（日）

イ 1級及び2級

職 種	学 科 試 験 日
金属溶解、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験	平成18年1月29日（日）
さく井、工場板金、ロープ加工、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、建築図面製作、機械・プラント製図、塗装	平成18年2月5日（日）
機械保全、縫製機械整備、和裁、テクニカルイラストレーション、電気製図	平成18年2月12日（日）

ウ 3級

職 種	学 科 試 験 日
機械検査、電気機器組立て、配管	平成18年1月29日（日）
時計修理、冷凍空気調和機器施工、建築大工、機械・プラント製図	平成18年2月5日（日）
和裁、テクニカルイラストレーション、電気製図	平成18年2月12日（日）

エ 単一等級

職 種	学 科 試 験 日
樹脂接着剤注入施工	平成18年2月5日（日）
電子回路接続、枠組壁建築	平成18年2月12日（日）

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成17年11月18日（金）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第11の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2階

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成17年9月26日（月）から10月7日（金）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。）の場合は、10月7日（金）の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

ア 特級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
全職種	15,700円	3,100円

イ 1級、2級、3級及び単一等級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	15,700円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	13,000円	
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図、電気製図	11,500円	

ただし、3級を受検する者のうち、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの（就職しているものを除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専門学校又は各種学校在学するもの、その他知事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	10,500円	3,100円
機械検査	8,700円	
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	7,700円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 合格者の氏名は、平成18年3月14日（火）に島根県報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成18年3月14日（火）に書面で通知する。

(3) 特級技能検定、1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年9月2日

島根県知事 澄 田 信 義

1 物品等の名称、配車先及び数量

- (1) 除雪グレーダ（3.7m級）、1台、川本土木建築事務所
- (2) 凍結防止剤散布車（3.5m³）、2台、木次土木建築事務所及び出雲土木建築事務所
- (3) 凍結防止剤散布車（4.0m³）、1台、益田土木建築事務所

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

- (1) 平成17年7月22日
- (2) 平成17年7月22日
- (3) 平成17年7月22日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 西日本キャタピラー三菱建機販売株式会社 島根県安来市今津町660 - 1
- (2) 中国TCM株式会社山陰支店 島根県八束郡東出雲町大字錦浜583 - 33
- (3) 株式会社 原商 島根県松江市宍道町白石81番地10

5 落札金額

- (1) 19,404,000円
- (2) 28,980,000円
- (3) 14,490,000円

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札
- (2) 一般競争入札
- (3) 一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成17年 6 月10日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

平成17年 9 月 2 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

空港用6,000立級大型化学消防車 1 台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性質等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期限

平成19年 2 月28日

(4) 納入場所

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町

島根県隠岐支庁土木建築局隠岐空港管理所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年 1 月 6 日島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿（ 5 (1)車輛類）に格付 A で登載された者であること。

ウ 空港用6,000立級大型化学消防車調達に係る物件（以下「調達物件」という。）の提案をした者であって当該提案について要求仕様を満たすものであると開札の日の前日までに知事の承認を受けた者であること。

(2) 入札の参加資格審査を申請する者は、入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出し、資格審査申請書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期間

平成17年 9 月26日から平成17年 9 月30日（島根県の休日进行を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条第 1

項に規定する県の休日を除く。)までとする。

イ 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(郵送による場合も平成17年9月30日午後4時までに到着していること。)

ウ 提出場所

〒690 8501 島根県松江市殿町1番地 島根県出納局会計課
電話 0852 22 5336 ファクシミリ 0852 22 5963

エ 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。

- (3) 入札の参加を希望する者は、調達物件の提案を記載した書類(以下「調達物件提案書」という。)を提出し、調達物件提案書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期間

原則として平成17年9月26日から平成17年10月3日までとする。ただし、平成17年10月4日から開札の日の前日までの期間内に提出することを妨げるものではない。

イ 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(郵送による場合も平成17年10月3日午後4時までに到着していること。)

ウ 提出場所及び提出方法

3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送により提出するものとする。

エ 承認審査の打ち切り

アのただし書に規定する期間内に調達物件提案書を提出した場合において開札の日の前日までに審査を終了することができないときは、審査を打ち切るものとする。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 8501 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課
電話 0852 22 5573 ファクシミリ 0852 31 6247

- (2) 入札説明書の交付方法

平成17年9月2日から平成17年10月3日までの間、交付場所において交付するものとする。

- (3) 入札書の受領期限及び場所

ア 期限 平成17年10月20日午後2時(郵便又は信書便による入札にあっては、正午までに到着していること。)

イ 場所 平成17年10月20日正午までは上記(1)に掲げる場所とし、それ以降は下記(4)口に掲げる場所とする。

- (4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年10月20日(木)午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第5会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

調達物件提案書により本公告に示した調達内容を履行できると知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : an Airport Crash Tender

(2) Desired Date of Delivery : February 28, 2007

(3) Place of Delivery : Oki Airport Administration Office, Shimane Prefecture

(4) Deadline of Tender : 2:00 p.m.on October 20, 2005 (applications by mail must be received by the prefectural office by noon on October 20, 2005)

(5) Please tender all information to : Harbor and Airport Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Government 8 Tonomachi, Matsue-shi Shimane-Ken, 690-8501 Japan

Phone number 0852-22-5573 Fax number 0852-31-6247

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 9 月 2 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第16号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表第79」を「別表第80」に改める。

別表第79の次に次の 1 表を加える。

別表第80 奥出雲町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	参事 課長 室長 人事担当課長補佐 財政担当課長補佐 人事係長 財政係長
保育所	所長
教育委員会事務局	教育長 教育課長

幼稚園	園長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭
病院	院長 副院長 医療部長 診療部長 部長 医長 地域医療室長 総看護師長 看護師長 技師長 薬局長 事務長 参事 課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

平成17年8月5日付け島根県報第1,698号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から5	金阪 幸彦	金坂 寛夫